

医学部教授選考に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学医学部教授(以下「教授」という。)の選考について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「公募制」とは、選考に係る教授候補者を、学内外に対して公募し、選考の対象者とするをいう。
- (2)「推薦制」とは、教授候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の委員が、選考に係る教授候補者として適任と思われる者を推薦し、選考の対象者とするをいう。
- (3)「指名制」とは、選考委員会の委員が、選考に係る教授候補者として最適と思われる者を1名推薦し、選考の対象者とするをいう。

(意見聴取機関)

第3条 教育研究審議会(以下「審議会」という。)は、選考する教授の属する部門ごとに教授選考に係る意見聴取会議(以下「意見聴取会議」という。)を設置する。

- 2 意見聴取会議の構成員及び議長は、別表1のとおりとする。
- 3 学長は、オブザーバーとして意見聴取会議に出席し、意見を述べることができる。

(選考)

第4条 審議会は、次の各号の一に該当する場合に、役員会の諮問があり次第、教授候補者の選考を行う。

- (1)教授が定年により退職するとき。
- (2)教授から辞職の申し出があり、審議会がこれを承認したとき。
- (3)教授の増員があったとき。
- (4)教授が欠員となったとき。

2 審議会は、本学の基本方針(令和2年4月22日)に則って、本学の独立性とガバナンスを遵守できる者を選考する。

(選考基準)

第5条 教授候補者は、奈良県立医科大学教員選考基準(昭和29年7月14日)第1条に定める者のうちから選考する。

(選考に係る方針)

第6条 役員会は、教授候補者の選考に当たって、あらかじめ、教授候補者の選考に係る基本方針(以下「選考方針」という。)を策定する。

- 2 審議会は、役員会からの諮問に基づき、審議会で選考方針(案)を検討し、同方針(案)を役員会に答申する。

3 前項の答申に基づき、役員会は選考方針を決定する。

第7条 選考方針においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 選考に係る教授候補者の教育、研究、診療等に関する基本的な考え方
- (2) 教授候補者に求める人物像
- (3) その他教授候補者の選考に関し必要な事項
(選考機関、選考委員会)

第8条 審議会に教授候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という）を設置する。

2 選考委員会の構成員及び委員長は、原則として、別表2のとおりとする。

ただし、教育開発センター、新設する教室及び審議会が特に必要と認める教室等の教授の選考に係る選考委員会の構成は、審議会が別に定める。

3 副学長以外の選考委員会の委員は、学長が副学長と協議のうえ決定し、指名する。

4 選考委員会に委員長を置き、次の各号に定めるものをもって充てる。

- (1) 教養教育部門の教授を選考するとき 副学長（医学部長）
副学長（医学部長）に事故あるときは、審議会が選考委員会委員の中から指名するもの
- (2) 医学科基礎医学系の教授を選考するとき 副学長（医学部長）
副学長（医学部長）に事故あるときは、副学長（附属病院長）
- (3) 医学科臨床医学系の教授を選考するとき 副学長（附属病院長）
副学長（附属病院長）に事故あるときは、副学長（医学部長）
- (4) 看護学科の教授を選考するとき 副学長（医学部長）
副学長（医学部長）に事故あるときは、副学長（附属病院長）

5 学長は、オブザーバーとして選考委員会に出席し、意見を述べることができる。

6 選考委員会は非公開とする。

(選考委員会の職務)

第9条 選考委員会は、次の職務を行う。

- (1) 公募制、推薦制及び指名制の手続き、その他必要事項を定めること
- (2) 教授候補者に係る提出書類等を審査し、かつ、必要な調査を行うこと
- (3) 順位付けのうえ3名以内の教授候補者を選考し、候補者の適正性を示す委員会報告（以下「委員会報告」という。）を作成し、意見聴取会議に説明すること
- (4) 前号の意見聴取後、順位付けのうえ2名以内の教授候補者を選考し、審議会へ推薦すること
- (5) 削除
(意見聴取会議の役割)

第10条 意見聴取会議は、選考委員会によって報告された委員会報告について意見を述べる。

また、同報告に対する意見確認を、挙手で行う。

(投票)

第11条 削除

(業績等の閲覧)

第12条 選考対象部門所属の意見聴取会議構成員は、第9条第3号の規定により報告のあった教授候補者名簿及び各候補者の業績等関係書類を閲覧することができる。

(候補者の決定)

第13条 審議会は選考委員会から推薦された教授候補者を審議し、承認した場合は当該教授候補者を学長へ推薦する。

2 学長は、審議会から推薦された教授候補者と面談し、候補者が本学の基本方針（令和2年4月22日）に合致しているかどうかについて十分な検討を行い、1名を選考のうえ、役員会で審議し、最終決定する。

ただし、学長が決定できないと判断した場合は、再度審議会において審議を求める。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、医学部教授選考に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

【別表1】

選考する教授が属する部門	教授選考に係る意見聴取会議構成員	議長
教養教育部門	副学長、附属図書館長、研究部長、看護学科長、各教育部長、教養教育部門専任教授及び教育開発センター教授	副学長(附属病院長)
医学科基礎医学系	副学長及び医学科専任教授及び教育開発センター教授 (寄附講座及び地域医療学講座の教授を除く。)	副学長(附属病院長)
医学科臨床医学系		副学長(医学部長)
看護学科	副学長及び看護学科専任教授 (寄附講座の教授を除く。)	副学長(附属病院長)

【別表 2】

選考する教授が 属する部門	各部門等から選出される選考委員会委員数					委員長
	教養教育	基礎医学	臨床医学	看護学	副学長	
教養教育部門	下記参照				1名(医学部長)	副学長(医学部長)
医学科基礎医学系	—	3名	2名	—	2名	副学長(医学部長)
医学科臨床医学系	—	2名	3名	—	2名	副学長(附属病院長)
看護学科	—	—	—	専任教授 全員	2名	副学長(医学部長)

1 教養教育部門選考委員会は、副学長（医学部長）、看護学科長、基礎教育部長、臨床教育部長、看護教育部長、教養教育部門専任教授3名及び教育開発センター教授をもって組織する。

ただし、審議会が特に必要と認める学科目の教授の選考に係る選考委員会の構成は、役員会が別に定める。

2 教養教育部門専任教授については、教授候補者の選考に係る学科目の教授を除いた者とする事とし、当該教授を除いた教養教育部門専任教授が3名に満たない場合は、2名以下でも可とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(他の規程の廃止)

2 この規程の施行に伴い、奈良県立医科大学教授選考に関する規程（昭和 53 年 4 月 11 日）は廃止する。

(英語の教授選考に関する特例)

3 (削除)

(内科学第三の教授選考に関する特例)

4 (削除)

(施行期日)

5 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

6 (削除)

附 則

(施行期日)

7 この規程は、平成 27 年 9 月 3 日から施行する。

(他の規程の廃止)

8 この規程の施行に伴い、奈良県立医科大学教授選考に関する規程(平成 11 年 4 月 1 日)は廃止する。

9 この規程の施行に伴い、奈良県立医科大学医学部看護学科教授選考に関する規程及び奈良県立医科大学医学部看護学科教授選考に関する規程についての申し合わせ(平成 19 年 4 月 1 日)は廃止する。

10 この規程の施行に伴い、奈良県立医科大学医学部医学科教授候補者選考委員会委員の選挙に関する申し合わせ(平成 20 年 5 月 13 日)は廃止する。

附 則

(施行期日)

11 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

12 この規程は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。